

平成25年7月3日

会員各位

稚内商工会議所

軽油価格高等化における適正取引推進に関する緊急協力要請について

謹啓 仲夏の候、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度当所に対し、別紙のとおり北海道経済産業局長と北海道運輸局長の連名で、標記緊急協力要請がございました。

本要請は、トラック運送業界が燃油高騰分の運賃への転嫁には荷主の理解が重要であるとのことからの要請でございます。

つきましては、別紙要請書をご一読いただき、荷主及びトラック事業者間の適正取引についてご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

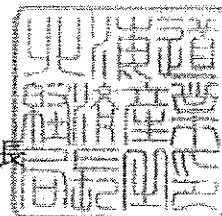


20130613 北海道第1号  
北自貨 第60号  
平成25年6月27日

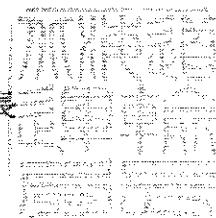
稚内商工会議所

会頭 中田 伸也 殿

北海道経済産業局長



北海道運輸局長



### 軽油価格高騰下における適正取引推進に関する緊急協力要請について

原油及び軽油の価格の最近の動向については、昨年末より、高い水準で推移しており、トラック運送業をはじめとして価格高騰分を円滑に転嫁する対策が喫緊の課題となっております。

このため、政府としては、「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」を発出し、トラック事業者と荷主との間における協議の場の設定などを含め、トラック協会による様々な取組を喚起することといたしました。

また、適正取引の推進及び安全運行の確保に向けて、荷主と協働の下、運行条件などに係る重要事項について書面化を推進することとしており、円滑、迅速に書面化の実施を図り、実効性を確保するべく、関係省令等の改正とともに「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の策定を予定しています。

荷主及びトラック事業者間の適正取引に向けては、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等を活用するとともに、経済産業省及び国土交通省の参加の下、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」において、サーチャージ導入や契約の適正化などについて協議を進めていますが、貴団体傘下の会員各社に対し、「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」及び「書面化の推進について」を周知頂き、所要のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ致します。



## トラック事業における

# 書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。  
(省令、ガイドライン等を準備中)

(省令、ガイドライン等を準備中)

## これからのトラック事業者のルール

- ・運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての重要事項を示す書面(運送引受書)を、運送行為前に、運送申込者にメールやFAXで送付してください。
  - ・運送申込者に交付した書面は1年間保存してください。



## 安全運転に対する考え方

## ～今までおこなってきたこと～



## 本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課
- 所管運輸局自動車交通部貨物課
- 所管運輸支局
- (公社)全日本トラック協会
- 都道府県トラック協会

※今年の夏には関係のセミナーやモデル事業などが予定されています。

※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受付けております。

## Q & A

Q. 書面化を、今進めることでどのような効果が期待されるのか。

A. 安全運行阻害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代価の収受について効果が期待されます。

また、消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入についても効果が期待されます。

Q. 荷主等に運送状を確実に発出してもらえるか。

A. 荷主等からの書面（運送状）の発出については、これを確実にするよう標準貨物自動車運送約款における荷主等の義務とするとともに、通達や要請によりこれを徹底していきます。

Q. 運賃・料金の適正収受に効果があるのか。

A. 約款等において、荷主等からの運送状に運賃・料金を記載することとします。また、運賃や附帯料金等の位置付けを明確にする等により、適正収受への効果が期待されます。

Q. 書面化の実施には準備等の時間が必要となるが、施行はいつか。

A. 年度内の施行を予定しています。トラック事業者の準備を支援していくべく国及びトラック協会によるセミナー等を夏に予定していますので活用して下さい。

Q. 運送引受書を交付しなかった場合は処分されるのか。

A. 施行をもって直ちに処分基準を策定するのではなく、当分の間は全てのトラック事業者が「書面をだすこと」を定着させるための期間と考えており、この間もガイドラインや事例を用いて書面化を推進することとしています。

Q. ガイドライン掲載の基本様式は標準様式なのか。

A. ガイドラインの様式は、どのような事業者においても共通に使用できるものですので予めメール等に入力しておくと便利です。なお、必要記載事項が網羅されていれば標準様式以外のものであっても問題ありません。